

東久留米市母子保健計画（第3次）

【概要版】

～すべてのこどもがすこやかに成長でき、

安心して子育てできるまち東久留米～

令和8年2月

東久留米市

東久留米市ホームページ



<計画の内容>

計画策定の背景と趣旨

日本における妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て世帯の孤立感や負担感が高まる傾向がある中、多様化する社会情勢の変化に伴い、妊産婦・子育て支援に関する社会的ニーズも高まっています。

東久留米市においても妊産婦、0歳～おおむね18歳までのお子さんとその保護者を対象とした総合相談拠点となる「こども家庭センター」が令和6年4月に開設するなど、母子保健と児童福祉の一体的で切れ目ない支援の更なる推進が求められています。

こうした状況や成育医療等基本方針を踏まえ、令和7年度に満了を迎える母子保健計画（第2次）を見直し、母子保健の現状や事業評価を行ったうえで新たな母子保健計画（第3次）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、母子保健に関する計画の役割を有し、国の「成育医療等基本方針（第2次）」の指針をもとに、当市上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」をはじめ、「第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」「東久留米市第3期障害児福祉計画」等諸計画との整合を図ります。

【策定根拠】成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（令和5年3月31日子発0331第18号）

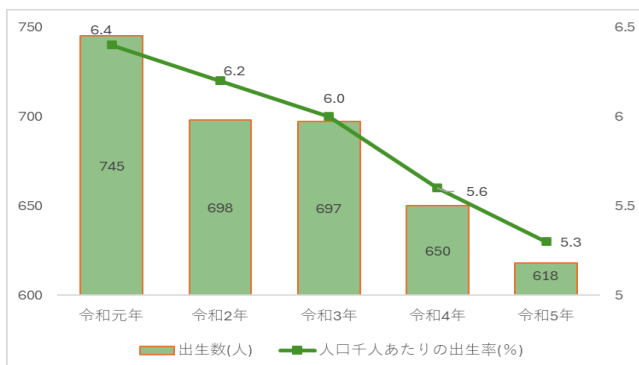
計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から13年度までの6年間とします。

東久留米市の母子保健をめぐる現状

（1）出生の状況

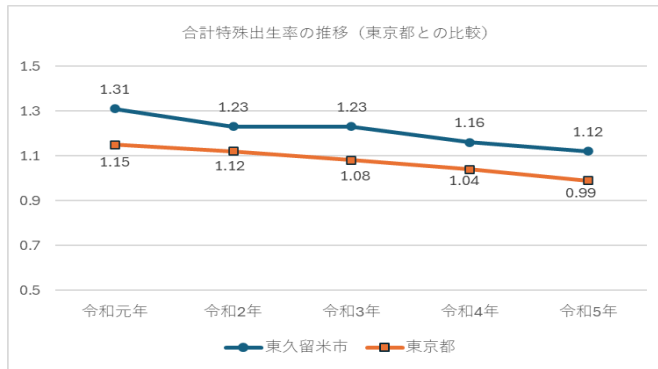
①東久留米市の出生数と出生率の推移



*令和5年度の出生数は618人で、出生率（人口千対）は5.3であり、令和元年以降減少傾向が続いています。

【参考】東京都 人口動態統計

②合計特殊出生率※



※令和5年の合計特殊出生率は、東京都の0.99を上回っているものの、減少傾向が続いています。

【参考】東京都 人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子供を産むのかを推計したものです。

(2) 妊娠の届出状況

<妊娠届出数>

※妊娠届出数は令和2年度以降、600人台で推移しています。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届け出数		773	705	657	659	660	602	646
(再掲)	妊娠11週以内の届出数	737(95.3%)	668(94.8%)	621(94.5%)	628(95.3%)	629(95.3%)	570(94.7%)	614(95.0%)
	*ハイリスク妊婦	231(29.9%)	360(51.1%)	362(55.1%)	407(61.8%)	406(61.5%)	388(64.5%)	480(74.3%)

*ハイリスク妊婦・・・若年、高齢初産、未入籍、多胎、妊娠届出の週数が遅い、経済困窮、疾患・障がい等がありフォローの必要性がある妊婦

(3) 妊婦全数面接（マタニティ面談）実施状況

<マタニティ面談実施数>

※面談実施率は令和5年度に80%を超えました。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
マタニティ面談実施数		446	387	460	418	496	492	491
(再掲・実施場所)	本庁舎	243	186	199	143	196	241	245
	健康課	203	201	259	260	279	207	224
	リモート			2	15	21	44	22
届出数に対する割合(%)		57.6%	54.9%	70.0%	63.4%	75.2%	81.7%	76.0%

(4) 乳児全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）実施状況

※訪問実施率は令和5年度に99%を超え、

<新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問実施数>

令和6年度には100%に到達しました。

(人)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	770	749	717	685	663	662	627
訪問実施数	761	730	624	673	634	660	628
実施割合(%)	98.9%	97.5%	87.0%	98.2%	95.6%	99.7%	100.0%

※前年度出生児訪問や転入等により訪問数が出生数を上回る場合がある。

(5) 乳幼児健康診査（集団健診）受診状況

<乳幼児健康診査受診率の推移>

(%)

年度 \ 健診	3~4 か月児 健診	1歳6 か月児 健診	2歳児歯科 健診	3歳児 健診
令和元年度	97.4	98.6	88.6	96.6
令和2年度	94.3	96.3	89.4	97.2
令和3年度	95.5	94.1	89.4	94.8
令和4年度	98.3	98.0	86.3	95.3
令和5年度	98.2	97.0	92.1	96.0
令和6年度	98.5	97.9	89.5	97.7

* コロナ禍の影響がありながらも、集団健診においては概ね高い受診率を維持しています。

(6) 幼児歯科健診事業からみたう蝕有病者率の推移

『幼児歯科健診からみたう蝕有病者率』

(%)

年次 健診	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①1歳6か月児健診	0.7	0.8	0.4	0.9	0.4	0.6	0.0
②2歳児歯科健診	2.0	2.8	2.4	2.6	2.4	2.3	2.9
③3歳児健診	8.5	9.3	9.2	8.4	6.3	5.3	4.9

* う蝕有病者率は、年齢が上がるほどに高くなっています。3歳児健診では、令和元年度に9.3%だったう蝕有病者率が、令和6年度には4.9%まで減少しています。

(7) 体罰等によらない子育てをしている保護者の割合

<体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合>

(%)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3~4か月児	80.8	81.1	87.5	90.1	88.6	82.2	86.1
1歳6か月児	72.1	74.0	75.5	78.0	81.0	80.5	82.1
3歳児	63.4	63.5	62.6	64.2	65.9	66.9	65.7

* 体罰等によらない子育てをしている親の割合は、月齢が低いほど高くなっています。3~4か月児では80%以上、1歳6か月児では70%以上、3歳児では60%台で推移しています。

アンケートからみられる現状

令和7年4月～7月までの約4か月間で、妊婦と子育て世帯にアンケート調査を実施し、妊娠期のアンケートは299件、子育て期のアンケートは518件の回答がありました。

アンケートの結果から、以下のような課題とニーズが把握できました。

1) 妊娠期のアンケートの主な回答内容

妊娠を知ったときの気持ちとして、多くの方が「嬉しかった」と回答しましたが、「予想外で驚き戸惑った」と回答した方も9.7%いました。思いがけないタイミングでの妊娠で不安を抱える妊婦も少なくありません。

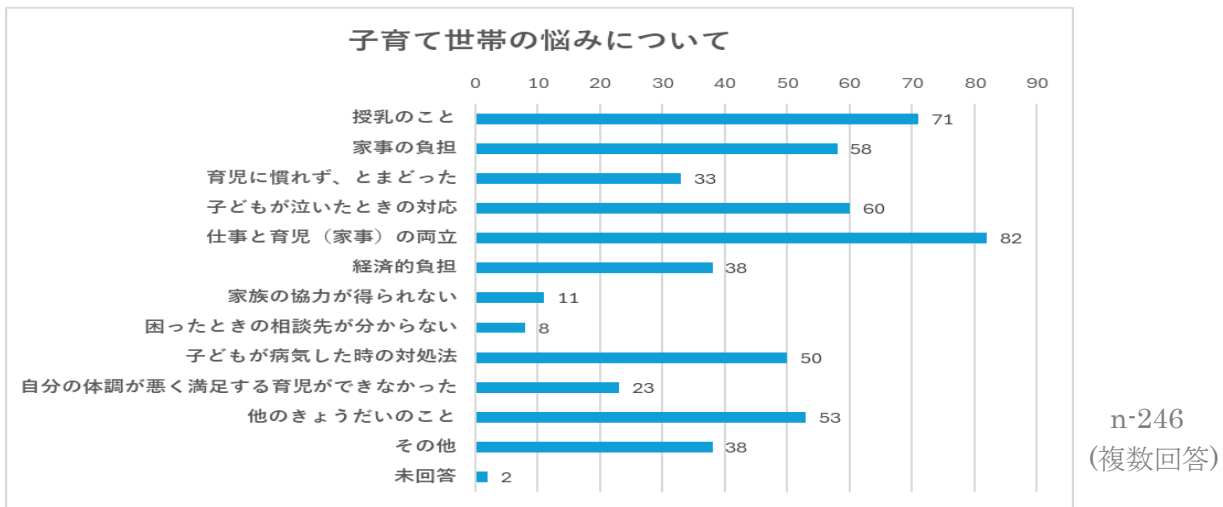
また、身近なサポーターが「誰もいない」と回答し、産後のサポート体制に課題がある妊婦は8.7%という結果でした。

具体的な心配事においても「夫婦二人だけの育児」や「頼れる人が少ない」といった回答があり、核家族化で親族支援が得られない妊婦も多くいることが分かります。

2) 子育て期のアンケートの主な回答内容

回答者の47.5%が「悩みがある」と答えました。

具体的な悩みの内容は以下表のとおりです。



※図表中の「n (number of case)」は、その設問に回答している人数を表しています。

*低月齢世帯では、授乳や子どもが泣いたときの対応について悩むことが多く、仕事復帰後は仕事と育児（家事）の両立について悩みを抱える保護者が多い状況でした。

3) 母子保健サービス等に関するニーズ

今後実施が検討されている電子版母子手帳の導入については、「必要」と回答した方は19%にとどまり、逆に5歳児健康診査については66%の方が「必要」と回答しました。

その他、保育やサポート事業の充実、ママ同士の交流の場や経済的支援の拡充等を希望する声が多く寄せられました。

母子保健計画(第2次)の評価

前計画について、基本目標別に達成度の評価を行いました。

評価基準は A 評価（概ね目標達成） B 評価（目標未達成だが改善の傾向） C 評価（目標未達成で低下の傾向）の3段階評価で行いました。

57 項目中、59.6%が A 評価でしたが、24.6%が B 評価、15.8%が C 評価となりました。

C 評価の内とくに、「子育てに悩む親の割合」や「育てにくさを感じた時に対処できる親の割合」が目標を達成できませんでした。

より一層、子育ての悩みに寄り添った支援が必要だという課題が浮き彫りとなりました。

母子保健計画(第3次)の基本理念と目標

基本理念

『～すべてのこどもがすこやかに成長でき、安心して子育てできるまち東久留米～』

少子化、価値観の多様性や複雑化する社会情勢を背景に、妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境は近年著しく変化しています。

核家族が当たり前になり、身近に相談・協力者がいないことで不安や悩みを抱えたり、負担感が強まる保護者が増えています。

虐待等相談件数も増加の傾向にあり、すべてのこどもがすこやかに成長でき、安心して子育てができるまちづくりを更に推進していかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、前母子保健計画の基本理念を継承し、新たな目標をかかげ、引き続き母子保健施策の推進に取り組んでいきます。

基本目標

すべてのこどもが健やかに成長でき、安心して子育てできる環境を目指し、国の成育医療等基本方針の施策等を踏まえ、当市では3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

- ◆基本目標1：妊産婦やパートナーが安心して妊娠期を過ごし、出産・育児環境を整えることができる
- ◆基本目標2：こどもの権利を尊重し、適切な養育環境下で健全な育ちを促進する
- ◆基本目標3：特性や障がい等の隔てなく、親も子どもも安心して地域で生活することができる

施策の内容 ～具体的な取り組み目標～

基本目標1

妊産婦やパートナーが安心して妊娠期を過ごし、出産・育児環境を整えることができる

妊産婦やそのパートナーが、不安なく、心身ともに安定した妊娠期を過ごし、困ったときには適切な機関に相談することができるよう、伴走型相談支援を推進していきます。

《具体的な取り組み目標》

- ・妊娠届出者に対し、マタニティ面談について周知・勧奨を行い実施率の維持・向上に努めます。
- ・保健師等専門職が、妊婦やパートナーの相談内容を丁寧に聞き取り、出産・育児準備の目標立てを一緒に行います（サポートプラン）。また、相談窓口や必要時の子育て支援サービスの紹介等を行います。
- ・初産婦に対しては、プレ・パパママクラス（両親学級）の参加を促し、妊娠期の過ごし方や育児手技等の獲得を目指すことで、不安なく妊娠期を過ごし、出産・子育てに向けての準備を支援します。
- ・妊婦健康診査の結果把握や、プレママクッキング、妊婦歯科健診を通して、妊婦自身の心身の健康保持や生活習慣等の改善を支援します。
- ・子育て応援メールを通じて、適切な情報発信に努めます。
- ・産後うつ予防や育児負担軽減のために、妊娠期より産後ケア事業（こども家庭センター事業）の利用勧奨を行います。

基本目標2

こどもの権利を尊重し、適切な養育環境下で健全な育ちを促進する

こどもにとって一番の利益を考え、保護者のみならず地域社会全体でこどもの権利を守るための施策に取り組みます。

健全な養育が担保されるよう、養育困難状況をいち早く察知し、適切な支援機関に繋げていきます。

《具体的な取り組み目標》

- ・すくすく子育て相談などの育児相談事業を通して、保護者の不安軽減を図ります。
- ・離乳食教室や歯っぴーベイビー等で生活習慣等の獲得を目指すとともに、同じ月齢をもつ親同士の交流を促進します。
- ・乳幼児健診や各種相談事業、保健師等による面談・電話相談・家庭訪問等の個別支援により、保護者の悩みや不安に寄り添い、必要な支援に繋がります。
- ・くるめっこナビ（子育て応援アプリ）の利用を促進し、適切な時期に予防接種や健康診査の受診ができるよう、プッシュ型の受診勧奨を行います。
- ・DXの取り組みとして、くるめっこナビの活用促進に加え、電子母子手帳の導入について、国や他市の状況を注視しながら検討していきます。
- ・養育困難家庭等を把握した際には、こども家庭センター等関係機関と連携を図り、保護者の負担軽減や虐待予防に努めます。

基本目標3

特性や障がい等の隔てなく、親も子も安心して地域で生活することができる

保護者や周囲の人たちが、こどもの特性を理解し、安心して地域で生活できるように支援します。

育てにくさを感じている保護者のために、医療機関や子育て、教育部門等と連携しながら負担軽減に努めます。

≪具体的な取り組み目標≫

- ・乳幼児健診等でこどもの発達や育てにくさの相談があった場合は、心理相談を勧めるとともに、継続的に相談支援等が受けられるように配慮します。
- ・必要な対象児が、発達健診等を通して適切な療育機関に繋がるように支援します。
- ・市内の相談窓口や療育機関等と連携し、保護者の不安軽減を図ります。
- ・5歳児健診を行うことで、健康診査の結果所見が認められた場合について、必要な支援につなげることができるよう、5歳児健診の実施方法等を他市の状況を注視しながら調査研究していきます。

東久留米市の母子保健と児童福祉の連携体制

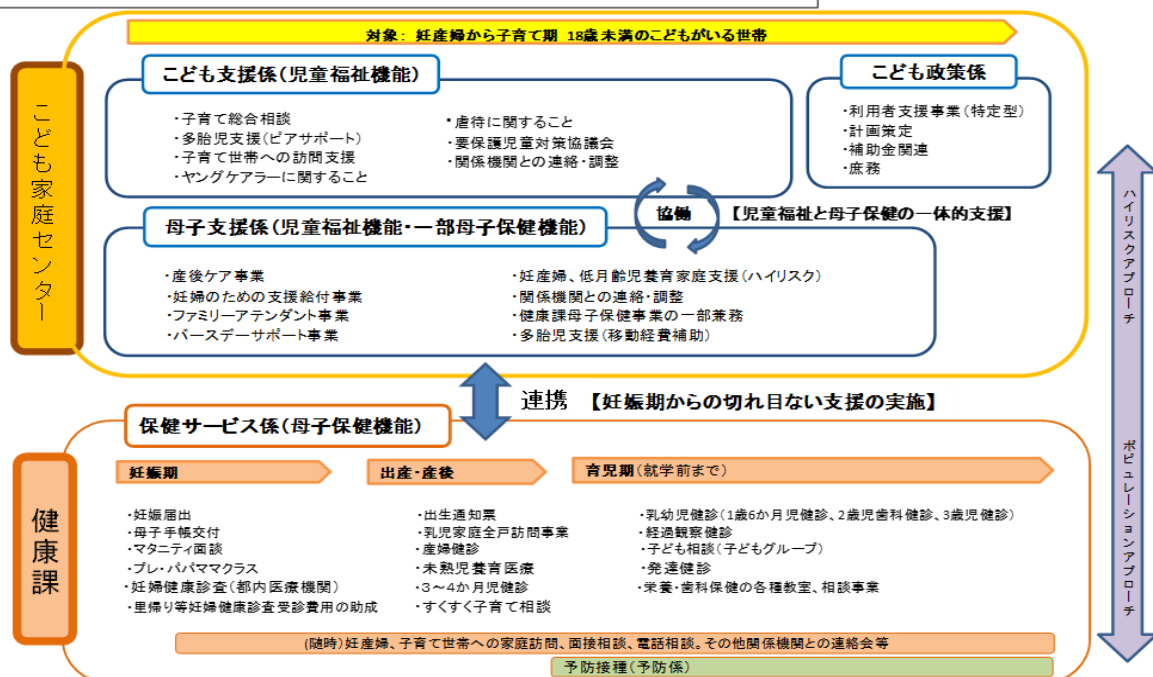
子育て世代包括支援センター機能を維持しつつ、児童福祉部門等関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進していきます。

こども家庭センターとは・・・

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）との設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

東久留米市こども家庭センターのイメージ

「こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等を行うことにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する」

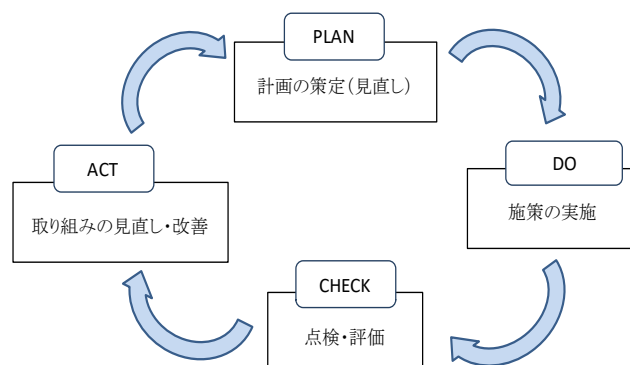


計画の推進体制と進行管理

母子保健計画(第3次)は令和8年度から13年度の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域医療協議会に報告し、進捗状況のチェックと評価を受けながら、PDCA サイクルを構築していきます。

また、こども家庭センターをはじめ、保健・医療関係者や子育て・教育部門等の関係機関と連携しながら、母子保健の充実を推進してまいります。

「PDCAサイクル」のイメージ



SDGs(持続可能な開発目標)について

東久留米市第5次長期総合計画(以下、長期総合計画)の基本構想において、まちの将来像を実現するために5つの「基本目標」と目標の実現のための「基本的な施策」を定めており、SDGs との関係性について示されています。

母子保健計画は、長期総合計画の基本目標である「いきいきと健康に暮らせるまち」の施策である“健やかな生活を支える保健医療の推進”と、「子どもが豊かに成長できるまち」の施策である“子どもを安心して生み育てられる環境づくり”と関連しており、SDGs の17の目標の内、以下の目標と紐づいています。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】すべての人に包括かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>8 働きがいある経済成長を</p>	<p>【経済成長と雇用】包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】包括的かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>	<p>※SDGs (Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成された国際目標です。</p>	

東久留米市母子保健計画（第3次）【概要版】

令和8年2月

発行／東久留米市

編集／東久留米市福祉保健部健康課

住所／〒203-0033

東久留米市滝山4-3-14（わくわく健康プラザ内）

電話／042-477-0022

FAX／042-477-0033

E-mail／kenko@city.higashikurume.lg.jp